

## 立法政策から見た安全保障

外交防衛委員会 専門員

う さ み ま さ ゆ き  
宇佐美 正行

『立法と調査』誌では、国会閉会後にその国会での主要論議を紹介する特集論文を掲載するのを通例としている。今回の『立法と調査』第372号では、先の第189回常会において最大の議論となった平和安全法制関連法案をめぐる国会論議を特集している。

法案審議のために衆参両院において特別委員会が設置され、約4か月にわたって論戦が続いたが、この間に行われた委員会での審査時間は衆参合わせて216時間余に及んだ。

十分に審議が尽くされたか否かは、無論、よって立つ立場の違いによってそれぞれ評価は分かれようが、その論議を振り返ると賛否両論様々な質疑が行われたことが分かる。

これら質疑をできる限り整理し一覧できるよう、本号では三論文を掲載し、冒頭論文で国会審議の全体像を紹介しつつ、主要課題となった集団的自衛権の限定的行使の容認と、他国軍隊等に対する後方支援法制について更に踏み込んで論議を紹介している。

ところで、言うまでもなく、立法は、ある特定の政策を追求し実現するために行われるものであるが、その政策の射程をいかにつかみ取り、そのための目的と方策をどのように法律として仕組むかといった立法政策の視点から見ると、本来、安全保障の分野は他の分野、例えば許認可などの事業取締法や補助金交付などの助成法などと比較した場合、立案作業はもちろんのこと、法案に対する審議もなかなか捉えにくい要素を抱えていると言えよう。

かつて米国のある高名な国際政治学者が「安全保障は酸素のようなもの」との名言を残したように、安全保障は失って初めて実感できるものであり、そもそも現状の安全保障環境をどう捉えるかについて衆目が一致することは比較的難しいと思われる。

たとえ、ある程度認識を共有できたとしても、これに対処するための安全保障政策をどのように講じるかについては、あえて現状を維持するといった選択肢もあり、また、今回の平和安全法制のように限定的ではあっても集団的自衛権を容認するといった方途もあり、更にはより強い方策を打ち出すべきとの考え方もあり得る。

日米同盟の信頼の向上は重要であると理解していても、国益の観点から、一体どの範囲でどの程度まで協力を進めるかについては、様々な組み合わせがあり得よう。

加えて、安全保障に関わる立法といっても、あくまで国内法である以上、憲法との適合性や他の法制との整合性も要請される。特にこれまで数え切れないほどの解釈が重ねられて来た憲法第9条との関係を考えれば、その複雑さは言うに及ばずである。

衆参の特別委員会では、与野党間の激しい対立の中にあっても、元内閣法制局長官、憲法や安全保障の研究者・実務経験者等の参考人質疑なども交え、また、野党からは議員立法が提出されるなど、安全保障政策と立法とのバランスをめぐる議論も繰り広げられた。その意味では、我が国において、安全保障の分野での本格的な議論が始まったとも言える。